

# 令和5年度 事業計画

社会福祉法人誠和会 法人本部

## 1. 法人内諸会議について

### (ア) 理事会

- ・毎年度6月（2回）、9月、12月、3月に定期的に、また、その他必要に応じて開催する。
- ・予算、補正予算、決算、借入金事案、定款変更、各種規程類の変更、運営方法の変更、その他必要事項を審議し、議決する。
- ・理事長を選任する。
- ・決算、借入金案件、定款変更等を議決し、評議員会に上程する。

### (イ) 監査会

- ・6月の理事会開催前に、法人監事による監査会（業務監査、会計監査）を開催する。
- ・年2回以上、計画に沿って内部監査担当者による監査会を開催する。

### (ウ) 評議員会

- ・定時評議員会を6月に開催する。また、その他必要に応じて、臨時評議員会を開催する。
- ・決算、借入金案件、理事・監事の選任解任、定款変更等、法人の経営、運営における最重要事項を議決する。

### (エ) 評議員選任・解任委員会

- ・理事会の議決により、必要に応じて開催する。
- ・理事会で推薦された評議員候補より、評議員の選任を行う。場合によっては解任案件も審議し、議決する。

### (オ) 苦情解決第三者委員会

- ・苦情の発生、内容により、必要に応じて解決のための苦情解決第三者委員会を開催する。
- ・年度末に、苦情解決第三者委員と各施設の苦情解決責任者が参加（場合によっては苦情受付担当者も参加）し、1年間の報告、総括を行う。

## 2. 施設間諸会議について

### (ア) 園長会議

- ・毎月1回、定期的に開催する。
- ・理事長、園長、施設長、企画調整室長、事務局長で構成する。
- ・各施設の事業計画、予算等、理事会に上程する事項の確認、情報共有を行う。
- ・各施設の教育・保育、給食、事務を含む運営全般について方向性を議論し、情報共有を行う。
- ・各施設の財務について、相互にチェックを行う。

### (イ) 主任会議

- ・毎月1回、定期的に開催する。
- ・教頭、主任保育士（補佐）、企画調整室次長、その他必要な職員で構成する。
- ・教育・保育内容の方向性を議論し、情報共有を行う。また、行事等の調整を図る。
- ・若手・新入職員の育成について議論し、有効な手段について情報共有を行う。
- ・感染症対策等、保健衛生の方向性を議論し、適切な体制の構築を図る。

#### (ウ) 運動担当者会議（合同運動教室実行委員会）

- ・年数回、必要に応じて開催する。
- ・ながさわ子ども園の主任保育士補佐を責任者とし、その他必要な職員で構成する。
- ・施設間の園児の交流事業である「合同運動教室」を企画、実施し、事業終了後はその評価、反省を行う。

#### (エ) 調理担当者会議

- ・毎月1回、定期的で開催する。
- ・給食業務担当主任を責任者とし、各施設のグループリーダー（栄養士、調理師）で構成する。
- ・各施設の給食業務全般について、実務上必要な事案を議論し、決定を行う。
- ・各施設の献立や食材購買、実際に起こったヒヤリハット等の共有を行い、業務効率、安全性の向上を図る。
- ・各施設の食育活動の進め方について議論する。また、「食育ネットワーク」等、食育関係の外部会議の内容を共有する。

#### (オ) 企画調整会議

- ・年数回、必要に応じて開催する。
- ・企画調整室長、企画調整室次長、その他必要な職員で構成する。
- ・採用活動について情報共有し、より採用につながる進め方、方向性を議論する。
- ・職員ヒアリングの結果を共有し、必要に応じて各施設・事業に対して業務改善を提案する。
- ・後述の「職員の意識向上のための研修」について企画、実施し、研修終了後はその評価、反省を行う。

#### (カ) 事務担当者会議

- ・毎月1回、定期的で開催する。
- ・事務局長、事務局次長、本部と施設の事務職員で構成する。
- ・事務連絡、会計処理に関する情報共有、行政への事務手続きに関する情報共有等を行う。
- ・所轄庁からの実地監査、書面監査、法人内監査会の準備、書類の相互チェック等を行う。
- ・理事会、評議員会等、諸会議の設営について、準備を行う。

#### (キ) 合同職員会

- ・毎年度4月に定期的に、また、その他必要に応じて開催する。
- ・法人の経営状況や各施設の運営方針を職員に周知し、情報共有を行う。
- ・法人職員としての共通認識を高め、職員間の相互交流を図る。
- ・職員への辞令交付、表彰（永年勤続表彰）を行う。

### 3. 職員研修について

#### (ア) 「保育士等キャリアアップ研修」の修了

- ・令和5年度は、処遇改善Ⅱ施策に係る「保育士等キャリアアップ研修」を、対象職員全員が対象科目の内1科目以上を受講し、修了することを目標として取り組む。

対象となる職員：管理職、保育担当の主任職以外の保育担当、学童担当、給食担当、事務担当職員で、令和6年度中に勤続3年以上となる常勤職員

対象となる科目：①乳児保育、②幼児教育、③障がい児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

- ・処遇改善Ⅱ施策において、保育担当の主任職（主任保育士、等）は「保育士等キャリアアップ研修」の修了を必要とされていないが、特に「マネジメント」科目は“ライン職”の職員として必要と思われるため、受講、修了を必須とする。

・例年は、職員の各種技能の向上を図る研修を法人内で開催し、受講、または法人外の同様の研修を受講することを推進しているが、令和5年度は「保育士等キャリアアップ研修」の受講、修了を優先させる。

#### (イ) 職員の意識向上のための研修

・新入職員だけではなく、既存の中堅・ベテラン職員に対しても、改めて法人職員として恥ずかしくない、社会人として基本的な事項を身に着けるための研修会を行う。  
・業務の専門性を高める研修を受講する以前の問題として、まずは社会人としての在り方を見直し、仕事への意識を高める研修会を行う。

(具体的に、以下の項目を含む研修会を計画、実施する。)

- ① 社会人としてのマナーに関する研修会
- ② ハラスメントの防止に関する研修会
- ③ 情報リテラシーに関する研修会
- ④ 「5S」等、職場の環境整備に関する研修
- ⑤ 理事長による新入職員、中堅職員、への講話
- ⑥ その他、必要に応じた各種の研修会

### 4. 企画調整室の業務について

#### (ア) 職員の採用

・保育士や各種教員免許を持つ有資格者、または放課後児童支援員、子育て支援員といった資格認定研修修了者を確保するため、福祉人材センター等が主催する就職相談会に出展する、採用に関する研修に参加する等、人材確保のための情報収集を継続する。  
・新卒職員の求人活動に当たっては、主に中国地方の養成校を中心に幅広く求人票や法人案内を送付し、県西部からの進学者が在学している（可能性がある）場合は、可能な限り学校訪問を行う。その際、若手職員を出身養成校に同行させる、採用対象が男性の場合は男性職員を同行させる等、当法人で「働くイメージ」を持ってもらうことを優先する。  
・中学校、高等学校での職業説明会等、今すぐに採用に繋がらないイベントにも積極的に出展し、保育業界の魅力向上のための活動を行う。また、中学生、高校生のボランティア実習も積極的に受け入れ、保育業界を志望する中学生、高校生と養成校進学前から交流を持つことで、数年先の採用につなげる。  
・浜田市や島根県立西部高等技術校等、その他関係機関が実施する各種インターンシップ事業に積極的に協力し、教育・保育に興味のある人材との接点を作り、採用につなげる。  
・採用選考について、状況によってはWebでの面談、面接も実施する。  
… 令和3年度に実績あり。

#### (イ) インターネットを活用した広報活動の強化

・令和3年度からホームページに設けた求人情報ページや企画調整室が更新する「note」を活用し、法人、施設についての情報を発信する。

#### (ウ) 職員の離職防止（内定辞退の防止）

・採用内定後、内定者同士の交流会や法人主催の研修会に参加してもらうことで、当法人への帰属意識を持ってもらい、内定辞退や入職後にギャップが生じる（退職となる）ことを防ぐ。  
・主に若手の職員に対して、同世代の職員と共有できる経験（職員交流、職員研修、等）を積んでもらうことで、離職防止につなげる。  
・令和4年度から本格的に開始した職員ヒアリングを継続し、新入職員から中堅・ベテラン

職員まで、業務遂行上の問題点や人間関係で抱えている悩み等を聞き出し、必要な場合は各施設・事業に業務改善を提案する。

#### (エ) 保育業務システムの

・近年、各社の保育業務システムがより進化していることもあり、一部の施設においては既存の保育業務システムを利用しつつ、より業務効率を高めることを目的に、他社のシステムも試験的に利用し、比較を行う。結果次第によっては、将来的にシステムの乗り換えもあり得る。

#### (オ) 保育業務のマニュアル類の見直し

・業務に使用する各種マニュアル類（自己評価、危機管理、保健衛生等の理事会の議決によらないもの）の見直しを行い、また、不足するマニュアルを新たに追加する等、対応する。

#### (カ) B C P（事業継続計画）の策定

・本部、各施設・事業のそれぞれにおいて、災害対策、感染症対策のB C P（事業継続計画）を策定する。

… 保育施設において、令和5年度中の策定が“義務”とされている。

#### (キ) 第三者評価の受審

・島根県からも指摘のあった第三者評価について、評価機関の選定、必要な情報収集を行い、受審の準備を進める。

… 現状ではあくまでも“努力義務”であるが、幼保連携型認定こども園は受審することが望ましいとのことで、いずれ対応の必要がある。

## 5. 事務局の業務について

### (ア) 事務体制の強化

- ・令和4年度の法人本部、各施設への実地監査、書面監査における指摘、助言内容を受け、会計、制度の変更に対してより正確に対応できるようにする。
- ・事務職員を労務管理、会計業務等に関する研修会に参加させ、必要な情報を取り入れるとともに、事務効率の向上に努める。
- ・必要な時期に事務職員の配置転換、業務の持ち替えを行うことで、引き続き事務職員がどの業務にも対応できる体制の構築に取り組む（業務の冗長化）。

### (イ) 人事・労務管理

- ・人事管理システム（クラウドシステム）を活用し、採用を担当する企画調整室や職員の勤怠管理を行う各施設・事業の園長、施設長と情報共有を進め、必要な情報が随時活用できる体制を構築する。
- ・給与システム（クラウドシステム）につながる勤怠管理システムを導入し、“分”刻みで勤怠を管理する仕組みを構築すると共に、各施設・事業での園長、施設長の確認や、本部での集計を省力化できるよう、業務改善を進める。
- ・近年の様々な労働関係法令の変更に対し、当法人の就業規則等を確実に合わせておくため、波田経営福祉コンサルティングの波田先生（社会保険労務士）の助言を受け、見直しを進める。
- ・合同職員会での職員に対する就業規則等の説明、本部より適宜発出するお知らせ文書の配布、回覧を通じて、職員が諸規程や勤怠に対し理解を深めることができるようにする。

### (ウ) 会計管理

- ・桑原令税理士事務所の桑原先生（顧問税理士）からの指導を受け、会計業務の正確性の向上、透明化を図る。
- ・経理システム（クラウドシステム）を活用し、会計業務を滞りなく行う。また、可能な限り早い処理を行い、月次の収支状況が見やすい状況をつくる。

- ・放課後児童健全育成事業のように拠点区分内でサービス区分を分ける場合の会計処理について、業務の情報共有を行い、引き続き事務担当者の変更があってもすぐに対応できる体制の構築に取り組む（業務の冗長化）。

#### (エ) IT環境管理

- ・サポートの終了するソフトウェア、経年劣化により動作が不安定になった機器の更新、ネットワーク機器の追加等を継続して進める。
- ・事務職員をITに関する研修会、IT機器を販売する業者の体験会等に積極的に参加させ、セキュリティの向上、IT機器の適切な利用による業務効率の向上に努める。

#### (オ) 文書管理

- ・法人内の決裁文書や会議録、労務諸届等について、令和4年度から本格稼働させた文書決裁システム（クラウドシステム）を活用し、決裁の時間短縮や文書の系統的な整理、閲覧性の向上を図る。

#### (カ) 資産管理

- ・本部及び各施設・事業の資産管理を適切に行う。特に、固定資産を除却した場合は、その年度末に固定資産管理台帳から抹消し、除却に係る会計処理も確実に行う。
  - … 施設書面監査において指摘あり。
- ・固定資産のうち、特に物品については整理を行い、その過程で不要な固定資産は廃棄（除却）を進める。

#### (キ) 財務基盤の強化

- ・少子化にあっても、計画的な利用定員の調整（引き下げ）による施設型給付費、委託費の基本分単価の引き上げ、物品の複数購買化による支出の見直し等、収支の改善に取り組み、各施設において月間事業収入の約3か月分の支払資金を持てるようにする。
  - … こくふ子ども園、あさひ子ども園は既に達成している。
- ・将来的な園舎の更新、備品の購入を見据え、修繕、備品等購入、保育所施設設備整備の各種積立資産を計画的に積み立てる。特に、昭和51年、昭和54年に建築された園舎（それぞれ1号棟、2号棟）を持つながさわ子ども園については、中長期的な園舎更新計画を策定し、積み立てを継続する。
  - … ながさわ子ども園の園舎更新については、5号棟の設計監理を行った畑岡設計士から、現状と同等の規模（同等の床面積）の園舎を建設した場合、既存園舎の解体も含めて245,300,000円の見積り（令和3年3月19日時点）が示されている。

#### (ク) リスクマネジメント

- ・みかさ総合法律事務所の井上先生（顧問弁護士）の助言を受け、リスクマネジメントについての知識を高め、法人と職員、各施設・事業と利用者（園児・児童・保護者）の間でトラブルが生じたときに適切な対応を取り、迅速な解決を図る。

#### (ケ) 広報活動及び情報収集活動

- ・ホームページを活用し、定款、財務諸表、現況報告書等、必要とされる情報公開を適宜行う。
- ・他法人へ施設見学に出向く、インターネットから他法人の情報を積極的に仕入れる等を行い、今後の事業展開、企画立案に生かす。

## 6. 新規事業について

#### (ア) 幼保連携型認定こども園への移行

- ・令和5年度から移行するこくふ子ども園に引き続き、ながさわ子ども園の今後の幼保連携型認定こども園への移行について議論する。結果、移行するという結論に達した場合は、島根県

との協議を開始し、必要な手続きを進める。

#### (イ) 放課後児童健全育成事業の水平展開

・引き続き同事業の水平展開、つまり他の放課後児童クラブの公設民営化について、浜田市への働きかけを継続する。同時に、既存の放課後児童クラブにおいては、放課後児童支援員の採用や学童指導員（無資格者）の資格認定研修受講等、人材の確保と育成を進める。

#### (ウ) 地域子育て支援拠点事業の水平展開

・引き続き同事業の水平展開、つまりあさひ子ども園以外の施設での事業化の可能性を模索し、実現に向け調査、関係機関との調整を進める。

#### (エ) 新規事業の開拓

・休日保育事業、一時預かり事業（一般形）等、現状の認定こども園、保育所の付帯事業としての新規事業の可能性について模索し、実現に向け調査、関係機関との調整を進める。

### 【新規事業展開のイメージ】



## 7. 施設整備について

#### (ア) みなと子ども園の園舎更新

・みなと子ども園の園舎更新を進めるため、施設整備補助金の予算化ができないか、浜田市との協議を継続する。

#### (イ) 上府保育園の園庭整備

・上府保育園の園庭について、行事開催時等に保護者が駐車するのに必要な範囲を舗装して使いやすくすると同時に、園児の遊び場としてもより安全な環境となるように整備する。

… 令和4年度から保留となっている。

以上

令和5年度  
事業計画書

社会福祉法人誠和会  
認定こども園みなと子ども園

## 1. 法人の理念と保育の基本方針

### (1) 法人の理念

○ 「誠」の心で「和」の教育・保育 = 「児童福祉法」及び「教育基本法」の理念に  
園児たちは国・郷の宝です!! 基づいた教育・保育の実践

- ① 私たちは児童福祉法の理念を理解し、すべての入所児童に対し心身ともに健やかに育成されるよう、その生活を保障され愛護されるよう、全身全霊・全知全能を傾けて日々の教育・保育に務めます。
- ② 私たちは教育基本法の理念を理解し、すべての入所児童が、人間として生きるために基本となる様々な課題について、共に見出し、共に学び、共に歩んで行くことを誓います。
- ③ 私たちは児童の保護者の教育・保育に係る補完的立場をわきまえ、種々の支援を推進します。
- ④ 私たちは、全ての利用者にとって、安心して、安全で、安定した、利用しやすい施設であることを常に目指して、研究・研修・実践にたゆまぬ努力を重ねます。

### (2) 事業運営方針

- ① 生きるための基礎を育むため、積極的に園児に向き合い、かかわっていく。
- ② 自然に親しみ体力づくりを通して、心身ともに逞しい子どもに育てていく。
- ③ より良い環境の中で情緒の安定を図り、円満な人間形成を図っていく。
- ④ 様々な体験活動を通して、自主性を養うとともに、地域社会の一員としての芽生えを体感させていく。
- ⑤ 乳幼児期のかけがえのない大切な時間を認識し、系統立てた学びを、園児と共に実践し、世の中の道理や仕組みを知らせていく。

### (3) 教育・保育方針

- ① 明るくのびのびと生活する子ども（健康な身体）
- ② 最後までがんばる子ども（自立心）
- ③ 友達と仲良くあそぶ子ども（協同性）
- ④ 規則や約束を守れる子ども（道徳性）
- ⑤ 日常の挨拶をすすんでする子ども（社会性）
- ⑥ 工夫する子ども（思考力）

### (4) 教育・保育目標

- ① 安全な教育・保育の実践…………… 三 ……利用者（園児・保護者）の利益
- ② 安心できる教育・保育の実践…………… 方 ……受託者（施設・職員）の利益
- ③ 安定した教育・保育の実践…………… よし……………社会（国・地域社会）の利益



## (5) 具体的取り組み

- ① 家庭と地域社会との結びつきを深めるため、在園児保護者及び地域の中の子育て世帯の保護者に対して育児支援事業を実施する。また、小・中学生、高校生、大学生、各専門学校生をはじめとした学生、地域の子育てに関心のある方々に対し、教育・保育の実習や体験学習の機会を設定する。
- ② 園児たちと地域の人たちとの相互理解を深めるため、地域文化伝承事業や地域交流事業などに積極的に参加して交流を重ねていく。
- ③ 子どもたちの知力・気力・体力・人間力を養うために、様々な教育的なプログラムを準備し、体験活動などを通して実践していく。

## (6) 令和5年度 みなと子ども園の概要

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 施設の種類 | 幼保連携型認定こども園                       |
| 施設の名称 | 認定こども園みなと子ども園                     |
| 所在地   | 島根県浜田市港町 263 番地 1                 |
| 電話番号  | (0855) 22-1121                    |
| 代表者氏名 | 園長 杉本 恵子                          |
| 対象児童  | 満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児 |
| 認可年月日 | 令和4年4月1日                          |

## 2. 学年及び学期

(1) 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

(2) 1年を次の3学期に分けます。

| 1学期           | 2学期             | 3学期           |
|---------------|-----------------|---------------|
| 4月1日から8月11日まで | 8月17日から12月29日まで | 1月6日から3月30日まで |

### 3. 利用定員

本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号の掲げる小学校就学前子どもの区部ごとに、次のとおり定めます。

| 学年      | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計    |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1号認定子ども |     |     |     | 5名  | 5名  | 5名  | 15名  |
| 2号認定子ども |     |     |     | 25名 | 25名 | 25名 | 75名  |
| 3号認定子ども | 20名 | 20名 | 25名 |     |     |     | 65名  |
| 計       | 20名 | 20名 | 25名 | 30名 | 30名 | 30名 | 155名 |

### 4. 幼児教育・保育を提供する日、時間、行わない日

本園の利用定員ごとの保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日は次の通りです。

#### (1) 1号認定子ども（教育時間認定）

|         |               |             |
|---------|---------------|-------------|
| 利用できる曜日 | 月曜日から金曜日      |             |
| 保育時間    | 8時30分～14時00分  |             |
| 延長保育    | 14時00分～17時30分 |             |
| 休業日     | 土曜日・日曜日・祝日    |             |
|         | 夏季            | 8月12日～8月16日 |
|         | 冬季            | 12月30日～1月5日 |
|         | 春季            | 3月31日       |

当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

#### (2) 2号認定、3号認定の子ども（保育時間認定）

|         |        |                  |
|---------|--------|------------------|
| 利用できる曜日 |        | 月曜日から土曜日         |
| 保育時間    | 標準時間利用 | 7時00分～19時00分     |
|         | 短時間利用  | 8時30分～16時30分     |
| 延長保育    | 標準時間利用 | 18時00分～19時00分    |
|         | 短時間利用  | 朝) 7時30分～8時30分   |
|         |        | 夕) 16時30分～17時30分 |
| 休所日     | 日曜日・祝日 |                  |
|         | 年末・年始  | 12月31日～1月5日      |
|         | 年度末    | 3月31日            |

## 5. 職員の職種、員数及び職務の内容

本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りです。ただし、入所人数により変動することがあります。

|        |     |  |
|--------|-----|--|
| 園長     | 1名  | 園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行います。                                    |
| 教頭     | 2名  | 教頭（乳児担当・幼児担当）は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行います。              |
| 主幹保育教諭 | 2名  | 主幹保育教諭は、園長及び教頭、教頭補佐を助け、命を受けて園務の一部をつかさどります。また、地域の子育て支援活動等の業務を行と共に、教育・保育の内容について他の保育教諭を総括します。 |
| 保育教諭   | 14名 | 保育教諭は、園児の教育・保育に従事し、その計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。  |
| 講師     | 6名  | 講師は、保育教諭に順ずる職務に従事します。  |
| 看護師    | 1名  | 看護師は、保育に従事し、園児の健康管理及び看護業務にあたり園全体の衛生管理を行います。  |
| 栄養士    | 4名  | 栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行います。                                  |
| 調理員    | 1名  | 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。  |
| 事務職員   | 2名  | 事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行います。   |
| 学校医    | 1名  | 学校医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行います。   |
| 学校歯科医  | 1名  | 学校歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行います。  |
| 学校薬剤師  | 1名  | 学校薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言を行います。  |

## 6. 障がい児の受け入れ態勢について

障がいをお持ちの子どもを受け入れる際は、入園前に、障がいの様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決定します。

## 7. 提供する幼児教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) クラス編成

| 年齢  | クラス名 | 人数  | 生活のすがた  |
|-----|------|-----|---------|
| 0歳児 | もみじ  | 20名 | すこやか    |
| 1歳児 | もも   | 20名 | げんき     |
| 2歳児 | うめ   | 25名 | なかよく    |
| 3歳児 | ばら   | 30名 | がんばる    |
| 4歳児 | ふじ   | 30名 | やりとげる   |
| 5歳児 | さくら  | 30名 | よくかんがえる |

### (2) 年齢別教育保育の特徴

#### ① 乳児（0歳児）教育・保育の特徴

乳児期は発達の個人差の大きい時期です。個々の欲求に合わせた生活を大切に食事や睡眠、オムツ交換などして心地よい生活を送ります。家庭的な温かい雰囲気の中でゆったりと安心して過ごせるようにしていきます。

#### ② 1～2歳児教育・保育の特徴

この時期の子どもは、保育教諭や友だちとふれあって遊び、子どもの「自分で」という気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣（食事、排泄、衣服の着脱など）の援助をします。また、遊びや生活を通して子どもの発達を促したり、生命の保持及び情緒の安定を図ったりしていきます。

#### ③ 3～5歳児教育・保育の特徴

この時期の子どもは、個々の子どもの興味、関心に応じて遊びを自ら選ぶ活動や課題活動を通して、子どもの主体性や自発性を育みます。同年齢児や異年齢児などの友だちと遊ぶ楽しさを経験する中で社会性を育みます。年齢に応じた発達課題を捉えながら、基本的な生活習慣（食事、着脱、片付けなど）の自立に向けての援助を行います。遊びの中で年齢にふさわしい経験を通して、聞く・考える・話す力の基礎や自主性・創造性の芽生えを養っています。

## 8. 年間の主な行事について

★は保護者の方にご協力いただく行事です。

年間行事を通していろいろな事を経験すること、また目標を持って、行事に主体的に取り組むことのプロセスを大事にしいきます。

|    |  |     |   |
|----|--|-----|---|
| 4月 | 入園・進級式（★新入園児の保護者のみ参加）開講式（さくら組）前期健康診断（乳児）寄生虫・尿検査提出（全園児） | 10月 | 遠足（もみじ組・もも組・うめ組・ばら組・ふじ組）後期健康診断（乳児）合同運動教室（さくら組）    |
| 5月 | 歯科検診（全園児 前期）前期健康診断（幼児）★家族遠足（全園児）                       | 11月 | 後期健康診断（幼児）野外体験・汽車遠足（さくら組）歯科検診（全園児 後期）七五三宮参り（さくら組） |
| 6月 | 総合避難訓練（消防署立ち合い）★保育参観（幼児組）                              | 12月 | ★生活発表会<br>もちつき会<br>クリスマス会                         |
| 7月 | 七夕会・七夕送り<br>★保育参観（乳児組）                                 | 1月  | ★保育参観（乳児）<br>お茶会（さくら組）                            |
| 8月 | 1年生を迎える会（1年生）合同避難訓練（学童と全園児合同実施）                        | 2月  | 節分会<br>★保育参観（幼児）<br>記念写真撮影（全園児）                   |
| 9月 | お月見会<br>★運動会   | 3月  | ひなまつり会・お別れ会<br>閉講式（さくら組）・いちご狩り<br>★卒園式            |

### 毎月の行事

誕生会 1回/月（月の中旬 全園児）

避難訓練 1回/月（全園児）

身体測定 1回/月（全園児）

運動・リトミック教室 1回/月（ばら組・ふじ組・さくら組）

### 情操教育

水泳指導・・・温水プールの使用、浜田スイミングスクールとの連携。

（5月から7月 8回指導 さくら組）

体育指導・・・中国サッカーリーグに加盟しているベルガロッソ浜田のサッカー選手によるサッカー指導や室内外幼児体育遊びを実施。

（1回/月 最終2月 さくら組）

音楽指導・・・幼児音楽指導組織「和」の池田一人先生より職員の指導を受け、あわせて園児の直接指導も受ける。

(4月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月・2月・3月にばら組、ふじ組、さくら組が指導を受ける。)

創造教育(共育)指導・・・創造共育活動家の和久洋三先生、同スタッフの中木明美、中木秀成先生の指導を受け、園児にダイナミック創造活動、積木創作活動を広める。

絵本読み聞かせ体験・・・読み聞かせ活動家の坂本文江先生による絵本ふれあい体験。

茶道体験・・・裏千家淡交会の先生方による茶道体験を受ける。

#### 社会施設各所見学体験学習

公的施設見学・・・アクアス水族館、世界こども美術館、浜田消防署  
はまだお魚市場、島根県立少年自然の家、浜田駅など  
民間施設見学・・・ベリーネ農園など

#### 公衆マナー訓練学習

乗物利用・・・汽車(JR西日本)に乗車  
施設利用・・・スーパーで買い物など

#### 郷土文化伝承事業

厚生労働省が提唱した保育所地域活動による郷土文化の伝承事業を実施。

大名行列奴隊・・・大名行列保存会 指定講師先生の指導

指導を受けた子ども奴を2月の参観日(思い出活動)で保護者に発表する。

## 9. 給食・食育について

全体的な計画に基づき、給食現場と一体となった食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画を基に実施する。

### (1) 献立について

栄養士及び調理師が話し合いながら、心身の成長、発達と健康保持、推進を図るために必要な食物を質、量の面からバランスの取れた献立を作成しています。一日の栄養摂取量のもみじ・もも・うめ組は概ね55%、ばら・ふじ・さくら組は概ね45%を提供しています。

### (2) 食物アレルギーへの対応について

食物アレルギーのある子どもには、医師の診断を受けて診断書あるいは指示書を提出してもらい、「完全除去」の対応を行い「代替食」等を提供していきます。

### (3) 離乳食について

個々の離乳の進み具合に合わせて、一人ひとりに合った離乳食を用意いたします。離乳食はご家庭で食べたことのある食材から始めますので、担当保育教諭と栄養士及び調理師がご家庭とよく連携を取って進めていきます。

#### (具体的な食育の取り組み)

- ・毎月1回食育の日として食に関するか活動（一休タイム）を行う。
- ・毎日の給食・おやつので展示。
- ・毎月献立表の配布。
- ・給食だより配布 年2回。
- ・バイキング給食の実施。
- ・各クラスでのクッキング活動。
- ・浜田市及び浜田市食育推進ネットワーク会議と連携した事業を行なう。  
地元産農・水産物を利用した食体験を実施。
- ・保育教諭・給食職員（栄養士・調理師）の指導を受けながら、野菜の皮むき  
カレー作り・お弁当作り・ケーキ・ピザ作りなどをする。  
子ども園内のプランターや畑で夏野菜を栽培する。
- ・JA浜田と連携し、お米の栽培・収穫、お米を使ったクッキング、しめ縄づくり  
を体験する。
- ・ながさわ子ども園と合同でさつま芋の収穫体験をする。
- ・焼き芋会、苺狩り等を体験する。
- ・味覚の授業<sup>®</sup>講師による魚を解体する様子を見る。味覚体験授業を行なう。

## 10. 子育て支援事業について

### (1) 延長保育事業の実施

教育・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、保育を実施する事業です。令和5年度の延長時間は18時から19時00分とします。

### (2) 地域子育て事業の実施（あそびまじょうの会）

地域子育て事業は、地域の子育ての支援として重要な役割があり、少子化が進むこれからの時代にあっては、今後ますます充実していくことが求められます。地域において子育て親子の交流の場として、園での集団生活体験・情報提供・育児相談等、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

### (3) 一時保育事業の実施

一時保育とは、お子さんをお持ちの保護者の方が、仕事の都合や家庭の事情により、継続的にまたは一時的にお子さんの保育ができない時などに、みなと子ども園でお子さんをお預かりして保育を行う事業です。平成21年度より国の施策変更により受け入れ人数は概ね1日当たり1名（1月延べ人数20名、年間延べ人数240名程度）となっています。

### (4) 障がい児保育の実践

厚生労働省、島根県、浜田市の補助を受け実施中。長年の実施実績を活用する。令和5年度も可能な限り複数のお子どもたちを受け入れ、積極的实践を図ります。

### (5) 学童保育事業の実施

近年の子育て支援事業の一環としての学童保育の要望が高まり、それらの事業について平成14年度より実施しており、令和5年度も実施します。卒園児を対象に、4月1日より入学式前日までの学童保育を実施します。ただし夏・冬・春休みなど長期学校休業日の学童保育の実施は見送ることとします。

### (6) 放課後児童健全育成事業の実施（放課後児童クラブふたば学級）

放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者につき、家庭、地域等連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行います。当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的としています。



## 1 1. 保健衛生について

一人ひとりの健康の保持及び増進確保と、子ども園の子ども全体の健康を確保いたします。子どもの健康は大人の責任で守らなければなりません、子ども自身が健康に関する知識を身につけられるようにします。

### (1) 健康教育について

子ども一人ひとりの発育・発達の個人差（個性）を考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取組みます。

- ① 日常養護・健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と保健指導
- ⑤ 環境衛生

## 1 2. 非常災害時の対応

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に子どもを避難させます。

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 防火管理者  | 園長 杉本 恵子                      |
| 消防計画届出 | 令和5年4月                        |
| 避難訓練   | 毎月実施 年1回消防署立ち会い訓練実施（6月）       |
| 防犯訓練   | 年2回（5月・1月）                    |
| 防火設備   | 消火器、自動火災報知設備、非常警報器具           |
| 防犯設備   | 防犯カメラ（4台）                     |
| 避難場所   | 第1避難場所：園庭<br>第2避難場所：浜田市立原井小学校 |
| 緊急時の連絡 | 一斉メール連絡網、電話連絡網                |

## 1 3. 職員研修について

保育教諭等には、自分自身の資質の向上を意識し、業務に必要な基本知識や技能を高め、専門性を高める意識を持ち、研修で学んだことを日々の教育・保育活動に生かしていく必要があります。

別途に計画した園内研修や園外研修に参加していきます。

## 1 4. 社会福祉法人の地域貢献活動、小学校等との交流活動

### (1) 地域貢献活動、地域との連携について

社会福祉法人は地域に開かれた社会資源として、地域の様々な人や場、機関などと連携していくことが求められています。これまで本園においても、次世代育成支援や世代間交流の観点から、中学校などの生徒の体験学習や実習を受け入れ、高齢者の方との交流を行うなど地域における様々な事業を展開してきました。

浜田准看護学校よりの母子看護実習の受け入れを積極的に行ない、交流を図る。

こうした地域の公的施設として、地域貢献活動を積極的に実施していきます。

- ・医療、老人福祉施設の訪問

清和会西川病院

各地域の老人会行事や公民館ミニデーターサービス事業

浜田福祉会美川リハデイ周布店に季節の製作展示（年2回）

- ・当法人内の各施設交流・・・各保育園・認定こども園の地域環境、人材を活用し交流する。

- ・地域のふれあいイベントに参加

公的イベント・・・浜田地区敬老会など

民間イベント・・・余芸大会など

### (2) 小学校との連携の在り方について

子どもの育ちを考えていくためには、認定こども園と小学校関係者が直接的に交流し、双方における生活・学びの実情や子どもの育ちの歩みと見通しについて、互いに理解を深めることが大切です。定期的に小学校の先生に子ども園での子どもたちの様子を見に来ていただいています。積極的に連携を図っていき、子どもたちがスムーズに小学校で学べるように積極的に連携を図っています。

- ◆定期的な小学校との関わり …小学校との連絡会・園訪問・入学前健診

## 1 5. 自己評価について

別途に作成した自己評価計画に沿って、自らが提供する教育や保育、運営等の点検や検証を行い、現状を正確に把握・認識した上で、組織的に自己評価を行い保育の質の向上につなげます。

評価とその結果を踏まえた改善は、その都度、それぞれに対応した指導計画等に反映させていきます。

## 1 6. 秘密の保持と個人情報の保護について

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| <p>① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について</p> | <p>ア 本園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 本園及び職員は、教育・保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。</p> <p>エ 本園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>   |
| <p>② 個人情報保護について</p>              | <p>(1) 本園は、個人情報を収集の際はその目的を明らかにし、必要範囲内の個人情報を収集する事とし、収集した個人情報は収集目的の範囲内で利用し、漏洩等がおこらないよう適切に管理致します。また、当該個人または保護者の承諾無く、第三者に開示及び提供をすることは致しません。</p> <p>(2) 本園は、提出書類（児童票・保険証コピーなど）の中で個人情報に該当するものは園内で保管し、原則として園外への持ち出しを禁止しております。</p> <p>(3) 本園を、より詳しく知って頂くために、入園案内やホームページ等で写真の掲載は欠かす事が出来ません。写真の掲載にあたって、入園時に同意書で確認をさせていただいております。</p> <p>(4) 本園は、外部業者等に保育内容の一部を委託する際には利用内容、管理方法等を明確化し、個人情報が漏洩しないよう、厳正かつ適切に管理しています。</p> <p>(5) 本園は、個人情報保護方針を在職員に園内研修を通じて周知させ、情報管理の徹底を図っています。また、新規に職員を採用する際、また在職員が退職する際も同様に研修を行い、同様の取り扱いをしています。</p> <p>(6) 本園は、苦情その他につきましては園長を苦情解決責任者とした苦情解決制度に基づいた取り扱いをしています。</p> |

## 1 7. 苦情解決のための仕組みについて

苦情受付の体制を下記のように整えています。

|         |          |       |
|---------|----------|-------|
| 苦情解決責任者 | 園長       | 杉本 恵子 |
| 苦情受付担当者 | 教頭（乳児担当） | 埴田 恵未 |
|         | 教頭（幼児担当） | 森脇 裕子 |
| 第三者委員   | 外部委員     | 小寺 武三 |
|         |          | 大田 藤隆 |
|         |          | 岡田 浩一 |

## 令和5年度 放課後児童クラブふたば学級 事業計画書

### 1 運営方針

保護者等が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後や学校休業日に適切な学習や遊びを中心とした生活の場を提供し、家庭的な雰囲気を感じられる運営を心掛け、児童の健全な育成を図ると共に保護者の子育てと仕事の両立を支援する。

### 2 保育計画

#### (1) 保育方針

『子どもは子どもらしく』を基本に、家庭的な雰囲気の中で、心豊かな成長を願い、児童が自分の気持ちや意見を表現することで一人ひとりが自信を持つ子どもたちを育てる。

#### 重点目標

- ・ 仲間同士思いやりの心を持ち成功も失敗も皆の力にする
- ・ ルールを守り楽しく過ごす。
- ・ 意欲的に取り組む
- ・ いやなことがあっても気持ちを切り替える。

#### (2) 学童保育クラブ活動計画

|      | 4月                  | 5月                         | 6月                     | 7月                          | 8月                  | 9月                |
|------|---------------------|----------------------------|------------------------|-----------------------------|---------------------|-------------------|
| 月間目標 | 新しい環境に慣れよう          | 異年齢の友だちを作ろう                |                        | 色々な楽器の音色を楽しもう               | 班活動を楽しもう            | 思いっきり体を動かして遊ぼう    |
| 活動内容 | 開所<br>新1年生歓迎<br>入所式 | 班編成<br><br>誕生日会<br>(4,5月分) | 避難訓練<br><br>誕生日会       | サマーフェスティバル<br><br>誕生日会      | 夏祭り<br>避難訓練<br>誕生日会 | ミニ運動会<br><br>誕生日会 |
|      | 10月                 | 11月                        | 12月                    | 1月                          | 2月                  | 3月                |
| 月間目標 | リーダーを中心に活動しよう       | 園児と友だちになろう                 | 支援員と一緒に計画し会を盛り上げよう     | 伝統遊びを楽しもう                   |                     | 仲間と感謝の気持ちを伝え合おう   |
| 活動内容 | 園外保育<br>誕生日会        | 交流遊び<br>誕生日会               | 避難訓練<br>クリスマス会<br>誕生日会 | むかし遊び<br>ウィンターコンサート<br>誕生日会 | 誕生日会                | 思い出ピクニック<br>誕生日会  |

### 3 家庭との連携

- ・忙しい保護者の手を煩わすことが少ないシステムの便利機能を利用して学童での生活の様子を保護者にも情報としてながしていく。
- ・虐待防止に向け児童に注意を払い家庭保護者に対しての啓発活動を行う。
- ・児童及び家庭の個人情報の保護について知らせるとともに、同意書なども準備して同意をとる。
- ・不審電話、非通知電話への対応を家庭に知らせ、放課後児童クラブでの安心・安全保育を伝える。

### 4 障害児保育について

- ・障がい児認定されている児童が入所した場合には、支援員の人数を増やし寄り添った保育が出来るように配慮する。

### 5 衛生管理・健康管理、安全対策について

- ・保護者や医師と連携してアレルギー除去の確認をして安全なおやつを提供に心掛ける。
- ・身体・心の変化の早期発見に努め、クラブでの生活が健康に過ごせるように援助する。
- ・避難訓練を年に2回以上実施、長期休みの期間を利用して実施する。
- ・防犯訓練を浜田警察署等専門機関にも協力してもらって、実施する。
- ・災害時の対応や対策についてもマニュアルを作成し、児童、保護者とも共有していく。

### 6 関係機関との交流・連携について

- ・学童保育利用児童の所属小学校と連絡を密にし、利用児童を共に支える体制作りを努める。
- ・隣接の保育園児と行事などを通じた交流を図っていく。
- ・同じ法人内で運営する放課後児童クラブとの交流活動も企画し実践をしていく。

### 7 施設整備事業について

- ・園舎の整備
  - ・園舎内の点検を行い、適宜補修、改善を行う。
  - ・保育施設内の室内灯について、LEDに取り換え工事を行う

# 令和5年度事業計画

## 社会福祉法人誠和会 認定こども園ながさわ子ども園

### [1] 日常保育や特徴ある保育内容について

#### (ア) 日常保育

改正された保育所保育指針（厚生労働省）に基づき、遊びを通して情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の自立、体力の向上等を目指して様々な取り組みを行う。

#### (イ) 健康保育

園児の内科検診、歯科検診・・・各年2回ずつ実施。

園児の尿検査、蟻虫検査・・・各年1回以上実施。

衛生安全対策・・・浜田保健所等と連携、感染症・食中毒予防に全力を上げる。

遊具安全対策・・・遊具メーカーと連携、日常の点検を行い、月1回以上記録を取る。

#### (ウ) 安全保育

避難訓練・・・毎月最低1回、火災・地震など様々な状態を想定して実施。

消火訓練・・・毎月最低1回、粉末消火器、水消火器、その他の道具を駆使して実施。

防犯訓練・・・浜田警察署・各交番・駐在所と連携、外部からの侵入者を想定して実施。

通報総合訓練・・・浜田消防署と連携、幼年消防団活動も実施。

救急法講習会・・・浜田消防署やALSOKと連携、職員研修や保護者対象参観日などで啓発。

交通安全・園児保護・・・浜田警察署・各交番・駐在所と連携、交通事故・誘拐防止に努める。

#### (エ) きめ細かな保護者対応

入園のしおり（重要事項説明書）で園の概要を説明し、虐待防止に向け園児に注意を払い、また各家庭保護者に対して防止のための啓発活動を行なう。

園児及び家庭の個人情報の保護について知らせるとともに、同意書なども準備して同意をとる。

不審電話、非通知電話への対応を家庭に知らせ、子ども園での安心、安全保育を伝える。

外国籍の保護者で日本語に不慣れな方があれば、浜田市の国際交流員の先生との連携を図り、言葉の指導をいただくなどの対応を図る。

#### (オ) 各節目の式

入園式、各教室開講式、表彰式、各教室閉講式、卒園式等

#### (カ) 季節行事

毎月・・・誕生会 避難訓練 身体測定 運動遊びの日 健康診断

春期・・・ひな祭り、苺狩り、お花見散歩、端午の節句、参観日、家族遠足など

夏期・・・七夕、西瓜割り大会、水遊び、水族館アクアス見学、一年生を迎える会、夏祭り会など

秋期・・・梨狩り、お月見会、運動会、汽車乗車体験、野外体験活動、芋掘り遠足、こども美術館体験活動、園児友好運動教室、ハロウィンなど

冬期・・・生活発表会、クリスマス会、餅つき会、正月飾り、節分、お茶会など

(キ) 情操教育

水泳指導・・・温水プールの使用、浜田スイミングスクールとの連携。

体育指導・・・サッカーや室内幼児体育を実施。

音楽指導・・・幼児音楽指導組織「和」の池田一人先生より職員の指導を受け、あわせて園児の直接指導も受ける。

創造教育（共育）指導・・・創造共育活動家の和久洋三先生、同スタッフの中木明美先生、中木秀成先生の指導を受け、園児にダイナミックな創造活動、積木創作活動を広める。

茶道体験・・・裏千家淡交会の先生方による茶道体験を受ける。

英語体験・・・ボランティア英語講師佐々木純子先生による、歌や音楽に合わせながらの英語ふれあい体験。

(ク) 食育事業

保育現場と給食現場が一体となった食育計画をたて、計画表を基に実施する。

浜田市及び浜田市食育推進ネットワーク会議と連携した事業を行う。

地元産農・水産物を利用した食体験を実施。

職員の指導を受けながら、桜餅・クッキー・ケーキ・たこ焼・ピザ作りなどをする。

生湯町上野氏の協力を得てさつま芋の収穫体験。

芋を利用した焼芋会を行う。

こども園内プランターにて夏野菜の苗植え、成長、収穫を体験する。

苺狩りなどを体験する。

魚を解体する様子を見る、味覚体験授業を行う。

(ケ) 生活の発表

運動会、生活発表会、参観日、園外での発表の機会などを通じて、日常の生活、日頃より取り組んでいる保育の様子を理解してもらう。

(コ) 社会施設各所見学体験学習会

公的施設見学・・・アクアス水族館、世界こども美術館、浜田市立図書館など

民間施設見学・・・ベリーネ農園など

(サ) 公衆マナー訓練学習会

乗物利用・・・汽車（JR西日本）に乗車

施設利用・・・スーパーで買い物など

〔2〕 地域や各所交流事業について

(ア) ふれあい事業

医療・老人福祉施設の訪問・・・地域の老人会行事に参加、園児制作物展示  
法人内他施設との交流・・・認定こども園、法人間の誠和会合同運動教室など  
地域のふれあいイベントに参加、地域の文化祭に作品を出展  
民間イベント・・・JAグリーンフェスティバルなど

(イ) 各学校との交流事業

近年、小学校、中学校が進めている総合学習の一環として、施設での体験学習、保育学習  
に対して積極的に応援し、児童・学生の受け入れを行う。また、園児たちとの交流時間を  
持っていただく。

浜田准看護学校よりの母子看護実習の受け入れを積極的に行い、交流を図る。

(ウ) 当法人内の各施設間の交流事業

合同事業の企画・・・運動教室、各種合同体験事業など  
施設の相互訪問・・・各保育園・認定こども園の地域環境、人材を活用し交流する

〔3〕 特別保育事業について

(ア) 一時保育事業及び特定保育事業の実施

国の制度の変更により実施環境が悪くなったが、引き続き1日あたり1名平均の子どもを  
受け入れる。(年間240人未満)

非定型、緊急型、私的理由の3つの形態を把握して一時保育を実施する。

(イ) 延長保育事業の実施

厚生労働省、島根県、浜田市の補助指定を受けて実施。

令和5年度の延長時間は19時00分までの1時間型とする。

(ウ) 障がい児保育の実践

厚生労働省、島根県、浜田市の補助を受け実施中。長年の実施実績を活用する。

令和5年度も引き続きできるだけ複数子どもたちを受け入れ、積極的实践を図る。

(エ) 学童保育事業の実施

近年の子育て支援事業の一環としての学童保育の要望が高まり、それらの事業について  
平成14年度より実施している。令和5年度も実施する。

卒園児を対象に、4月1日より入学式前日までの学童保育を実施する。

ただし夏・冬・春休みなど長期学校休業日の学童保育の実施は見送る。

(オ) 地域活動事業及び保育所体験特別事業の実施

地域の特性に応じた地域活動を実施する。



子ども園体験活動として「遊びましようの会」を開催し、地域の子育て在宅親子の交流を図り、育児相談なども実施する。

〔4〕 施設整備事業について

(ア) 園舎の整備

建物の床、壁等の点検を行い、適宜補修、改善を行う。

(イ) 園庭の整備

園庭の表面、法面等の点検を行ない、適宜補修、改善を行う。

砂場の衛生、安全状態を確保するため、砂の清掃及び消毒を専門業者に依頼して実施する。

(ウ) 遊具の整備

遊具の安全状態を確保するため、遊具の点検を専門業者に依頼して実施する。

〔5〕 自己評価について

別途に作成した自己評価計画に沿って、自らが提供する教育や保育、運営等の点検や検証を行い、現状を正確に把握・認識した上で、組織的に自己評価を行い保育の質の向上につなげる。評価とその結果を踏まえた改善は、その都度、それぞれに対応した指導計画等に反映させていく。

〔6〕 苦情解決のための仕組みについて

苦情受付の体制を下記のように整えている。

|         |       |        |
|---------|-------|--------|
| 苦情解決責任者 | 園長    | 島田 靖子  |
| 苦情受付担当者 | 主任保育士 | 松茂 亜希子 |
| 第三者委員   | 外部委員  | 小寺 武三  |
|         |       | 大田 藤隆  |
|         |       | 岡田 浩一  |

以上

令和5年度  
事業計画書

社会福祉法人誠和会  
認定こども園こくふ子ども園

## 1. 法人の理念と保育の基本方針

### (1) 法人の理念

「誠」の心で「和」の保育＝児童福祉法の理念に基づいた保育・教育

- 私たちは児童福祉法の理念を理解し、すべての入所児童に対し心身ともに健やかに育成されるよう、その生活を保障され愛護されるよう、全身全霊・全知全能を傾けて日々の教育・保育に努めます。
- 児童の保護者の教育・保育に係る補完的立場をわきまえ、種々の支援を推進します。
- 全ての利用者にとって、安心して、安全で利用しやすい子ども園であることを目指して、研究・研修・実践にたゆまぬ努力を傾注いたします。

### (2) 事業運営方針

- ① 自然に親しみ体力づくりを通して、心身ともにたくましい子どもに育てていく。
- ② より良い環境の中で情緒の安定を図り、円満な人間形成を図っていく。
- ③ 様々な活動体験を通して、自主性を養うとともに、地域社会の一員としての芽生えを体感させていく。

### (3) 教育・保育方針

- 友だちと仲良くあそぶ子ども
- 最後までがんばる子ども
- 日常の挨拶をすすんでする子ども
- 工夫する子ども

### (4) 教育・保育目標

- 安全な教育・保育の実践
- 安心できる教育・保育の実践
- 安定した教育・保育の実践

### (5) 令和4年度 こくふ子ども園の概要

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 施設の種類 | 幼保連携型認定こども園                       |
| 施設の名称 | 認定こども園こくふ子ども園                     |
| 所在地   | 島根県浜田市国府町 2205-3                  |
| 電話番号  | (0855) 24-8531                    |
| 代表者氏名 | 園長 諏訪園佳代子                         |
| 対象児童  | 満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児 |
| 認可年月日 | 令和5年4月1日                          |

## 2. 学年及び学期

(1) 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

(2) 1年を次の3学期に分けます。

| 1学期           | 2学期             | 3学期           |
|---------------|-----------------|---------------|
| 4月1日から8月11日まで | 8月17日から12月29日まで | 1月6日から3月30日まで |

## 3. 利用定員

本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号の掲げる小学校就学前子どもの区部ごとに、次のとおり定めます。

| 学年      | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計    |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1号認定子ども |     |     |     | 5名  | 5名  | 5名  | 15名  |
| 2号認定子ども |     |     |     | 20名 | 20名 | 25名 | 65名  |
| 3号認定子ども | 9名  | 18名 | 18名 |     |     |     | 45名  |
| 計       | 9名  | 18名 | 18名 | 25名 | 25名 | 30名 | 125名 |

## 4. 幼児教育・保育を提供する日、時間、行わない日

本園の利用定員ごとの保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日は次の通りです。

### (1) 1号認定子ども（教育時間認定）

|         |               |             |
|---------|---------------|-------------|
| 利用できる曜日 | 月曜日から金曜日      |             |
| 保育時間    | 8時30分～14時00分  |             |
| 延長保育    | 14時00分～17時30分 |             |
| 休業日     | 土曜日・日曜日・祝日    |             |
|         | 夏季            | 8月12日～8月16日 |
|         | 冬季            | 12月30日～1月5日 |
|         | 春季            | 3月31日       |

当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

## (2) 2号認定、3号認定の子ども（保育時間認定）

|         |        |                  |
|---------|--------|------------------|
| 利用できる曜日 |        | 月曜日から土曜日         |
| 保育時間    | 標準時間利用 | 7時00分～19時00分     |
|         | 短時間利用  | 8時30分～16時30分     |
| 延長保育    | 標準時間利用 | 18時00分～19時00分    |
|         | 短時間利用  | 朝) 7時30分～8時30分   |
|         |        | 夕) 16時30分～17時30分 |
| 休所日     | 日曜日・祝日 |                  |
|         | 年末・年始  | 12月31日～1月5日      |
|         | 年度末    | 3月31日            |

## 5. 職員の職種、員数及び職務の内容

本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りです。ただし、入所人数により変動することがあります。

|        |     |  |
|--------|-----|--|
| 園長     | 1名  | 園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行います。                                    |
| 教頭     | 1名  | 教頭は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行います。                         |
| 主幹保育教諭 | 2名  | 主幹保育教諭は、園長及び教頭、教頭補佐を助け、命を受けて園務の一部をつかさどります。また、地域の子育て支援活動等の業務を行と共に、教育・保育の内容について他の保育教諭を総括します。 |
| 保育教諭   | 13名 | 保育教諭は、園児の教育・保育に従事し、その計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。  |
| 講師     | 2名  | 講師は、保育教諭に順ずる職務に従事します。  |
| 栄養士    | 3名  | 栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行います。                                  |
| 調理員    | 1名  | 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。  |
| 事務職員   | 2名  | 事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行います。   |

|       |    |   |
|-------|----|---|
| 学校医   | 1名 | 学校医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行います。          |
| 学校歯科医 | 1名 | 学校歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行います。 |
| 学校薬剤師 | 1名 | 学校薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言を行います。             |

## 6. 障がい児の受け入れ態勢について

障がいをお持ちの子どもを受け入れる際は、入園前に、障がいの様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決定します。

## 7. 提供する幼児教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) クラス編成

| 年齢  | クラス名 | 人数  | 生活のすがた  |
|-----|------|-----|---------|
| 0歳児 | れんげ  | 9名  | すこやか    |
| 1歳児 | たんぼぼ | 18名 | げんき     |
| 2歳児 | すみれ  | 18名 | なかよく    |
| 3歳児 | あやめ  | 25名 | がんばる    |
| 4歳児 | ゆり   | 25名 | やりとげる   |
| 5歳児 | ひまわり | 30名 | よくかんがえる |

### (2) 年齢別教育保育の特徴

#### ① 乳児（0歳児）教育・保育の特徴

乳児期は発達の個人差の大きい時期です。個々の欲求に合わせた生活を大切に食事や睡眠、オムツ交換などして心地よい生活を送ります。家庭的な温かい雰囲気の中でゆったりと安心して過ごせるようにしていきます。

#### ② 1～2歳児教育・保育の特徴

この時期の子どもは、保育教諭や友だちとふれあって遊び、子どもの「自分で」という気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣（食事、排泄、衣服の着脱など）の援助をします。また、遊びや生活を通して子どもの発達を促したり、生命の保持及び情緒の安定を図ったりしていきます。

### ③ 3～5歳児教育・保育の特徴

この時期の子どもは、個々の子どもの興味、関心に応じて遊びを自ら選ぶ活動や課題活動を通して、子どもの主体性や自発性を育みます。同年齢児や異年齢児などの友だちと遊ぶ楽しさを経験する中で社会性を育みます。年齢に応じた発達課題を捉えながら、基本的な生活習慣（食事、着脱、片付けなど）の自立に向けての援助を行います。遊びの中で年齢にふさわしい経験を通して、聞く・考える・話す力の基礎や自主性・創造性の芽生えを養っています。

## 8. 年間の主な行事について

★は保護者の方にご協力いただく行事です。

年間行事を通していろいろな事を経験すること、また目標を持って、行事に主体的に取り組むことのプロセスを大事にします。

|    |   |     |  |
|----|---|-----|--|
| 4月 | 入園・進級式（★新入園児の保護者のみ参加） 前期健康診断（全園児） 前期歯科検診（全園児）・ 蟯虫検査 尿検査提出 | 10月 | 遠足（全園児）<br>合同運動教室（ひまわり組）<br>後期健康診断（全園児）<br>後期歯科検診（全園児） |
| 5月 | こどもの日の集い<br>★家族遠足   | 11月 | 歯科検診（全園児 後期）<br>七五三宮参り（ひまわり組）                          |
| 6月 | 総合避難訓練（消防署立ち合い）<br>★保育参観（全園児）                             | 12月 | ★生活発表会<br>クリスマス会                                       |
| 7月 | 七夕会・七夕送り<br>水遊びを始める会                                      | 1月  | お茶会（ひまわり組）<br>作品展                                      |
| 8月 | 1年生を迎える会（1年生）   | 2月  | 節分会・★保育参観（全園児）<br>記念写真撮影（全園児）                          |
| 9月 | お月見会<br>★運動会  | 3月  | ひなまつり会・お別れ会<br>いちご狩り ★卒園式                              |

### 毎月の行事

誕生会 1回／月（月の下旬 全園児）  
避難訓練 1回／月（全園児）  
身体測定 1回／月（全園児）

## 情操教育

水泳指導・・・温水プールの使用、浜田スイミングスクールとの連携。

(6月～7月 3回指導 ひまわり組)

音楽指導・・・幼児音楽指導組織「和」の池田一人先生より職員の指導を受け、あわせて園児の直接指導も受ける。

(4月・6月・7月・8月・9月にゆり組、ひまわり組が、10月・11月12月にあやめ組、ゆり組、ひまわり組が、2月・3月にあやめ組、ゆり組が指導を受ける。)

創造教育(共育)指導・・・創造共育活動家の和久洋三先生、同スタッフの中木明美、中木秀成先生の指導を受け、園児にダイナミック創造活動、積木創作活動を広める

茶道体験・・・裏千家淡交会の先生方による茶道体験を受ける。

社会施設各所見学体験学習

公的施設見学・・・アクアス水族館、世界こども美術館、島根県立少年自然の家、浜田消防署、浜田市立図書館など

民間施設見学・・・ベリーネ農園、サングリーン農園など

公衆マナー訓練学習

乗物利用・・・汽車(JR西日本)に乗車

施設利用・・・スーパーで買い物など

郷土文化伝承事業

厚生労働省が提唱した保育所地域活動による郷土文化の伝承事業を実施。

石見神楽・・・上府こども神楽社中 指定講師先生の指導



## 9. 給食・食育について

全体的な計画に基づき、給食現場と一体となった食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画を基に実施する。

### (1) 献立について

栄養士及び調理師が話し合いながら、心身の成長、発達と健康保持、推進を図るために必要な食物を質、量の面からバランスの取れた献立を作成しています。一日の栄養摂取量のれんげ・たんぼぼ・すみれ組は概ね 55%、あやめ・ゆり・ひまわり組は概ね 45%を提供しています。

### (2) 食物アレルギーへの対応について

食物アレルギーのある子どもには、医師の診断を受けて診断書あるいは指示書を提出してもらい、「完全除去」の対応を行い「代替食」等提供していきます。

### (3) 離乳食について

個々の離乳の進み具合に合わせて、一人ひとりに合った離乳食を用意いたします。離乳食はご家庭で食べたことのある食材から始めますので、担当保育教諭と栄養士及び調理師がご家庭とよく連携を取って進めていきます。

#### (具体的な食育の取り組み)

- ・毎日の給食・おやつの展示
- ・毎月献立表の配布
- ・給食日より配布 年2回
- ・バイキング給食の実施
- ・各クラスでのクッキング活動
- ・家庭で作れる簡単レシピの紹介
- ・浜田市及び浜田市食育推進ネットワーク会議と連携した事業を行なう。  
地元産農・水産物を利用した食体験を実施。
- ・保育教諭・給食職員（栄養士・調理師）の指導を受けながら、野菜の皮むき  
カレー作り・お弁当作り・ケーキ・ピザ作りなどをする。
- ・子ども園内のプランターや畑で夏野菜を栽培する。
- ・JA浜田と連携し、お米の栽培・収穫、お米を使ったクッキング、しめ縄づくり  
を体験する。
- ・浜田養護学校との交流を兼ねてさつま芋の苗植え、収穫体験をする。
- ・園の畑で、タマネギやさつま芋の苗植えや収穫体験をする。
- ・蒸し芋会、苺狩り、梨狩りなどを体験する。
- ・味覚の授業<sup>®</sup>講師による魚を解体する様子を見る、味覚体験授業を行なう。

## 10. 子育て支援事業について

### (1) 延長保育事業の実施

教育・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、保育を実施する事業です。令和5年度の延長時間は18時00分から19時00分とします。

### (2) 子育て支援事業の実施（あそびまじょうの会）

幼保連携型認定こども園には、地域の子育て支援を行う重要な役割があり、少子化が進むこれからの時代にあっては、今後ますます充実していくことが求められます。地域において子育て親子の交流の場として、園での集団生活体験・情報提供・育児相談等、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

### (3) 一時保育事業の実施

一時保育とは、お子さんをお持ちの保護者の方が、仕事の都合や家庭の事情により、継続的にまたは一時的にお子さんの保育ができない時などに、こくふ子ども園でお子さんをお預かりして保育を行う事業です。平成21年度より国の施策変更により受け入れ人数は概ね1日当たり1名（1月延べ人数20名、年間延べ人数240名程度）となっています。

### (4) 障がい児保育の実践

厚生労働省、島根県、浜田市の補助を受け実施中。長年の実施実績を活用する。令和5年度も可能な限り複数のお子どもたちを受け入れ、積極的实践を図ります。

### (5) 学童保育事業の実施

近年の子育て支援事業の一環としての学童保育の要望が高まり、それらの事業について平成14年度より実施しており、令和5年度も実施します。卒園児を対象に、4月1日より入学式前日までの学童保育を実施します。ただし夏・冬・春休みなど長期学校休業日の学童保育の実施は見送ることとします。

### (6) 放課後児童健全育成事業の実施（放課後児童クラブかもめ学級・かぜの子学級）

放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者につき、家庭、地域等連携の下、発達段階の応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行います。当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

## 1 1. 保健衛生について

一人ひとりの健康の保持及び増進確保と、子ども園の子ども全体の健康を確保いたします。子どもの健康は大人の責任で守らなければなりません、子ども自身が健康に関する知識を身につけられるようにします。

### (1) 健康教育について

子ども一人ひとりの発育・発達の個人差（個性）を考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取組みます。

- ① 日常養護・健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と保健指導
- ⑤ 環境衛生

## 1 2. 非常災害時の対応

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に子どもを避難させます。

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 防火管理者  | 教頭 森下 和枝                      |
| 消防計画届出 | 令和5年4月                        |
| 避難訓練   | 毎月実施 年1回消防署立ち会い訓練実施（6月）       |
| 防犯訓練   | 年2回（8月・12月）                   |
| 防火設備   | 消火器、自動火災報知設備、非常警報器具           |
| 防犯設備   | 防犯カメラ（2台）                     |
| 避難場所   | 第1避難場所：園庭<br>第2避難場所：浜田市立国府小学校 |
| 緊急時の連絡 | 一斉メール連絡網、電話連絡網                |

## 1 3. 職員研修について

保育教諭等には、自分自身の資質の向上を意識し、業務に必要な基本知識や技能を高め、専門性を高める意識を持ち、研修で学んだことを日々の保育活動に生かしていく必要があります。

別途に計画した園内研修や園外研修に参加していきます。

## 1 4. 社会福祉法人の地域貢献活動、小学校等との交流活動

### (1) 地域貢献活動、地域との連携について

社会福祉法人は地域に開かれた社会資源として、地域の様々な人や場、機関などと連携していくことが求められています。これまで本園においても、次世代育成支援や世代間交流の観点から、中学校などの生徒の体験学習や実習を受け入れ、高齢者の方との交流を行うなど地域における様々な事業を展開してきました。

浜田准看護学校よりの母子看護実習の受け入れを積極的に行ない、交流を図る。こうした地域の公的施設として、地域貢献活動を積極的に実施していきます。

- ・医療、老人福祉施設の訪問

  - 各地域の老人会行事や公民館ミニデーターサービス事業

  - 浜田福祉会美川リハデイ周布店に季節の製作展示（年1回）

- ・当法人内の各施設交流・・・法人間の合同運動教室など

  - 各保育園・認定こども園の地域環境、人材を活用し交流する。

- ・地域のふれあいイベントに参加

  - 公的イベント・・・浜田地区敬老会など

  - 民間イベント・・・下府さくらまつり、国府商工まつりなど

### (2) 小学校との連携の在り方について

子どもの育ちを考えていくためには、認定こども園と小学校関係者が直接的に交流し、双方における生活・学びの実情や子どもの育ちの歩みと見通しについて、互いに理解を深めることが大切です。定期的に小学校の先生に子ども園での子どもたちの様子を見に来ていただいています。積極的に連携を図っていき、子どもたちがスムーズに小学校で学べるように積極的に連携を図っています。

◆定期的な小学校との関わり …小学校との連絡会・園訪問・入学前健診

## 1 5. 自己評価について

別途に作成した自己評価計画に沿って、自らが提供する教育や保育、運営等の点検や検証を行い、現状を正確に把握・認識した上で、組織的に自己評価を行い保育の質の向上につなげます。

評価とその結果を踏まえた改善は、その都度、それぞれに対応した指導計画等に反映させていきます。

## 1 6. 秘密の保持と個人情報の保護について

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| <p>① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について</p> | <p>ア 本園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 本園及び職員は、教育・保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。</p> <p>エ 本園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>   |
| <p>② 個人情報保護について</p>              | <p>(1) 本園は、個人情報を収集の際はその目的を明らかにし、必要範囲内の個人情報を収集する事とし、収集した個人情報は収集目的の範囲内で利用し、漏洩等がおこらないよう適切に管理致します。また、当該個人または保護者の承諾無く、第三者に開示及び提供をすることは致しません。</p> <p>(2) 本園は、提出書類（児童票・保険証コピーなど）の中で個人情報に該当するものは園内で保管し、原則として園外への持ち出しを禁止しております。</p> <p>(3) 本園を、より詳しく知って頂くために、入園案内やホームページ等で写真の掲載は欠かす事が出来ません。写真の掲載にあたって、入園時に同意書で確認をさせていただいております。</p> <p>(4) 本園は、外部業者等に保育内容の一部を委託する際には利用内容、管理方法を明確化し、個人情報が漏洩しないよう、厳正かつ適切に管理しています。</p> <p>(5) 本園は、個人情報保護方針を在職員に園内研修を通じて周知させ、情報管理の徹底を図っています。また、新規に職員を採用する際、また在職員が退職する際も同様に研修を行い、同様の取り扱いをしています。</p> <p>(6) 本園は、苦情その他につきましては園長を苦情解決責任者とした苦情解決制度に基づいた取り扱いをしております。</p> |

## 1 7. 苦情解決のための仕組みについて

苦情受付の体制を下記のように整えています。

|         |      |         |
|---------|------|---------|
| 苦情解決責任者 | 園長   | 諏訪園 佳代子 |
| 苦情受付担当者 | 教頭   | 森下 和枝   |
| 第三者委員   | 外部委員 | 小寺 武三   |
|         |      | 大田 藤隆   |
|         |      | 岡田 浩一   |

# 令和5年度 放課後児童クラブかもめ・かぜの子学級 事業計画書

## 1 運営方針

保護者等が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後や学校休業日に適切な学習や遊びを中心とした生活の場を提供し、家庭的な雰囲気を感じられる運営を心掛け、児童の健全な育成を図ると共に保護者の子育てと仕事の両立を支援する。

## 2 保育計画

### (1) 保育方針

『子どもは子どもらしく』を基本に、家庭的な雰囲気の中で、心豊かな成長を願い、児童が自分の気持ちや意見を表現することで一人ひとりが自信を持つ子どもたちを育てる。

#### 重点目標

- ・ 仲間同士思いやりの心を持ち成功も失敗も皆の力にする
- ・ ルールを守り楽しくすごす
- ・ 意欲的に取り組む
- ・ いやなことがあっても気持ちを切り替える

### (2) 学童保育クラブ活動計画

|      | 4月                  | 5月          | 6月                     | 7月                          | 8月                  | 9月               |
|------|---------------------|-------------|------------------------|-----------------------------|---------------------|------------------|
| 月間目標 | 新しい環境に慣れよう          | 異年齢の友だちを作ろう |                        | 色々な楽器の音色を楽しもう               | 班活動を楽しもう            | 思いっきり体を動かして遊ぼう   |
| 活動内容 | 開所<br>新1年生歓迎<br>入所式 | 班編成<br>誕生日会 | 誕生日会                   | サマーフェスティバル<br>誕生日会          | 夏祭り<br>避難訓練<br>誕生日会 | ミニ運動会<br>誕生日会    |
|      | 10月                 | 11月         | 12月                    | 1月                          | 2月                  | 3月               |
| 月間目標 | リーダーを中心に活動しよう       |             | 支援員と一緒に計画し会を盛り上げよう     | 伝統遊びを楽しもう                   | 園児と友だちになろう          | 仲間と感謝の気持ちを伝え合おう  |
| 活動内容 | ハロウィンパーティー<br>誕生日会  | 誕生日会        | 避難訓練<br>クリスマス会<br>誕生日会 | むかし遊び<br>ウィンターコンサート<br>誕生日会 | 保育園児との交流遊び<br>誕生日会  | 思い出ピクニック<br>誕生日会 |

### 3 家庭との連携

- ・忙しい保護者の手を煩わすことが少ないシステムの便利機能を利用して学童での生活の様子を保護者にも情報としてながしていく。
- ・虐待防止に向け児童に注意を払い家庭保護者に対しての為啓発活動を行う。
- ・児童及び家庭の個人情報の保護について知らせるとともに、同意書なども準備して同意をとる。
- ・不審電話、非通知電話への対応を家庭に知らせ、放課後児童クラブでの安心・安全保育を伝える。

### 4 障がい児保育について

- ・障がい児認定されている児童が入所した場合には、支援員の人数を増やし寄り添った保育が出来るように配慮する。

### 5 衛生管理・健康管理、安全対策について

- ・保護者や医師と連携してアレルギー除去の確認をして安全なおやつを提供に心掛ける。
- ・身体・心の変化の早期発見に努め、クラブでの生活が健康に過ごせるように援助する。
- ・避難訓練を年に2回実施、長期休みの期間を利用して実施する。
- ・防犯訓練を浜田警察署等専門機関にも協力してもらって、実施する。
- ・災害時の対応や対策についてもマニュアルを作成し、児童、保護者とも共有していく。

### 6 関係機関との交流・連携について

- ・学童保育利用児童の所属小学校と連絡を密にし、利用児童を共に支える体制作りに努める。
- ・隣接の保育園児と行事などを通じた交流を図っていく。
- ・同じ法人内で運営する放課後児童クラブとの交流活動も企画し実践をしていく。

### 7 施設整備事業について

- ・園舎の整備
  - ・園舎内の点検を行い、適宜補修、改善を行う。
  - ・手作りおやつを提供のため、炊飯ジャーを購入する。

令和5年度  
事業計画書

社会福祉法人誠和会  
認定こども園あさひ子ども園



## 1. 法人の理念と保育の基本方針

### (1) 法人の理念

- 「誠」の心で「和」の教育・保育＝「児童福祉法」及び「教育基本法」の理念に  
園児たちは国・郷の宝です!! 基づいた教育・保育の実践
- ①私たちは児童福祉法の理念を理解し、すべての入所児童に対し心身ともに健やかに育成されるよう、その生活を保障され愛護されるよう、全身全霊・全知全能を傾けて日々の教育・保育に務めます。
  - ②私たちは教育基本法の理念を理解し、すべての入所児童が、人間として生きるために基本となる様々な課題について、共に見出し、共に学び、共に歩んで行くことを誓います。
  - ③私たちは児童の保護者の教育・保育に係る補完的立場をわきまえ、種々の支援を推進します。
  - ④私たちは、全ての利用者にとって、安心して、安全で、安定した、利用しやすい施設であることを常に目指して、研究・研修・実践にたゆまぬ努力を重ねます。

### (2) 事業運営方針

- ① 生きるための基礎を育むため、積極的に園児に向き合い、かかわっていく。
- ② 自然に親しみ体力づくりを通して、心身ともに逞しい子どもに育てていく。
- ③ より良い環境の中で情緒の安定を図り、円満な人間形成を図っていく。
- ④ 様々な体験活動を通して、自主性を養うとともに、地域社会の一員としての芽生えを体感させていく。
- ⑤ 乳幼児期のかげがえのない大切な時間を認識し、系統立てた学びを、園児と共に実践し、世の中の道理や仕組みを知らせていく。

### (3) 教育・保育方針

- ① 明るく伸び伸びと生活する子ども（健康な身体）
- ② 最後までがんばる子ども（自立心）
- ③ 友だちと仲良くあそぶ子ども（協同性）
- ④ 規則や約束を守れる子ども（道徳性）
- ⑥ 日常の挨拶をすすんでする子ども（社会性）
- ⑦ 工夫する子ども（思考力）

### (4) 教育・保育目標

- ① 安全な教育・保育の実践…………… 三 ……利用者（園児・保護者）の利益
- ② 安心できる教育・保育の実践…………… 方 ……受託者（施設・職員）の利益
- ③ 安定した教育・保育の実践…………… よし……………社会（国・地域社会）の利益

### (5) 具体的取り組み

- ① 家庭と地域社会との結びつきを深めるため、在園児保護者及び地域の中の子育て世帯の保護者に対して育児支援事業を実施する。また、小・中学生、高校生、大学生、各専門学校生をはじめとした学生、地域の子育てに関心のある方々に対し、教育・保育の実習や体験学習の機会を設定する。
- ② 園児たちと地域の人たちとの相互理解を深めるため、地域文化伝承事業や地域交流事業などに積極的に参加して交流を重ねていく。
- ③ 子どもたちの知力・気力・体力・人間力を養うために、様々な教育的なプログラムを準備し、体験活動などを通して実践していく。

### (6) 令和5年度あさひ子ども園の概要

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 施設の種類     | 幼保連携型認定こども園                       |
| 施設の名 称    | 認定こども園あさひ子ども園                     |
| 所 在 地     | 島根県浜田市旭町丸原 155 番地 15              |
| 電 話 番 号   | (0855) 45-8181                    |
| 代 表 者 氏 名 | 園長 佐々木 美加                         |
| 対 象 児 童   | 満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児 |
| 認 可 年 月 日 | 令和4年4月1日                          |

## 2. 学年及び学期

(1) 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

(2) 1年を次の3学期に分けます。

| 1 学期          | 2 学期            | 3 学期          |
|---------------|-----------------|---------------|
| 4月1日から8月11日まで | 8月17日から12月29日まで | 1月6日から3月30日まで |

### 3. 利用定員

本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号の掲げる小学校就学前子どもの区部ごとに、次のとおり定めます。

| 学年      | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計   |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1号認定子ども |     |     |     | 5人  | 5人  | 5人  | 15人 |
| 2号認定子ども |     |     |     | 10人 | 10人 | 15人 | 35人 |
| 3号認定子ども | 9人  | 13人 | 13人 |     |     |     | 35人 |
| 計       | 9人  | 13人 | 13人 | 15人 | 15人 | 20人 | 85人 |

### 4. 幼児教育・保育を提供する日、時間、行わない日

本園の利用定員ごとの保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日は次の通りです。

#### (1) 1号認定子ども（教育時間認定）

|         |            |             |
|---------|------------|-------------|
| 利用できる曜日 | 月曜日から金曜日   |             |
| 保育時間    | 8時30分～14時  |             |
| 延長保育    | 14時～17時30分 |             |
| 休業日     | 土曜日・日曜日・祝日 |             |
|         | 夏季         | 8月12日～8月16日 |
|         | 冬季         | 12月30日～1月5日 |
|         | 春季         | 3月31日       |

当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

#### (2) 2号認定、3号認定の子ども（保育時間認定）

|         |        |                |
|---------|--------|----------------|
| 利用できる曜日 |        | 月曜日から土曜日       |
| 保育時間    | 標準時間利用 | 7時15分～18時15分   |
|         | 短時間利用  | 8時30分～16時30分   |
| 延長保育    | 標準時間利用 | 18時15分～18時45分  |
|         | 短時間利用  | 朝) 7時30分～8時30分 |
|         |        | 夕) 17時～18時     |
| 休所日     | 日曜日・祝日 |                |
|         | 年末・年始  | 12月31日～1月5日    |
|         | 年度末    | 3月31日          |

## 5. 職員の職種、員数及び職務の内容

本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りです。ただし、入所人数により変動することがあります。

|        |    |   |
|--------|----|---|
| 園長     | 1名 | 園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。   |
| 教頭     | 1名 | 教頭は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。  |
| 主幹保育教諭 | 2名 | 主幹保育教諭は、園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組む。 |
| 保育教諭   | 9名 | 保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。   |
| 講師     | 4名 | 講師は、保育教諭に順ずる職務に従事する。  |
| 看護師    | 1名 | 看護師は、保育に従事し、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。  |
| 栄養士    | 1名 | 栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。   |
| 調理師    | 2名 | 調理師は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。   |
| 事務職員   | 2名 | 事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。  |
| 学校医    | 1名 | 園医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。   |
| 学校歯科医  | 1名 | 園医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。  |
| 学校薬剤師  | 1名 | 園薬剤師は、本園の環境衛生の維持及び改善に関する指導及び助言を行う。  |

## 6. 障がい児の受け入れ態勢について

障がいをお持ちの子どもを受け入れる際は、入園前に、障がいの様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決定します。

## 7. 提供する幼児教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) クラス編成

| 年齢   | クラス名 | 人数   | 生活のすがた  |
|------|------|------|---------|
| 0 歳児 | ゆめ   | 9 名  | すこやか    |
| 1 歳児 | にじ   | 13 名 | げんき     |
| 2 歳児 | そら   | 13 名 | なかよく    |
| 3 歳児 | ほし   | 15 名 | がんばる    |
| 4 歳児 | つき   | 15 名 | やりとげる   |
| 5 歳児 | たいよう | 20 名 | よくかんがえる |

### (2) 年齢別教育保育の特徴

#### ① 乳児（0 歳児）教育・保育の特徴

乳児期は発達の個人差の大きい時期です。個々の欲求に合わせた生活を大切に食事や睡眠、オムツ交換などして心地よい生活を送ります。家庭的な温かい雰囲気の中でゆったりと安心して過ごせるようにしていきます。

#### ② 1～2 歳児教育・保育の特徴

この時期の子どもは、保育教諭や友だちとふれあって遊び、子どもの「自分で」という気持ちを大切にしながら、基本的な生活習慣（食事、排泄、衣服の着脱など）の援助をします。また、遊びや生活を通して子どもの発達を促したり、生命の保持及び情緒の安定を図ったりしていきます。

#### ③ 3～5 歳児教育・保育の特徴

この時期の子どもは、個々の子どもの興味、関心に応じて遊びを自ら選ぶ活動や課題活動を通して、子どもの主体性や自発性を育みます。同年齢児や異年齢児などの友だちと遊ぶ楽しさを経験する中で社会性を育みます。年齢に応じた発達課題を捉えながら、基本的な生活習慣（食事、着脱、片付けなど）の自立に向けての援助を行います。遊びの中で年齢にふさわしい経験を通して、聞く・考える・話す力の基礎や自主性・創造性の芽生えを養っています。

## 8. 年間の主な行事について

★は保護者の方にご協力いただく行事です。

年間行事を通していろいろな事を経験すること、また目標を持って、行事に主体的に取り組むことのプロセスを大事にしていきます。

|    |  |     |                                 |
|----|--|-----|---------------------------------|
| 4月 | 入園・進級お祝い会（★新入園児の保護者のみ参加）・開講式（たいよう組）・前期健康診断・ぎょう虫検査・尿検査提出・歯科検診 | 10月 | 遠足（ゆめ・にじ・そら・ほし・つき組）・合同運動教室・歯科検診 |
| 5月 | こどもの日の集い・遠足（たいよう組）・★保育参観                                     | 11月 | 総合避難訓練（消防署立ち合い）<br>後期健康診断       |
| 6月 | しまね海洋館アクアス見学（つき組）（たいよう組）                                     | 12月 | ★生活発表会・もちつき会・クリスマス会             |
| 7月 | 七夕会・七夕送り・水遊びを始める会・なつまつり会（たいよう組・1年生）・野外体験活動（たいよう組）            | 1月  | 記念写真撮影                          |
| 8月 |  | 2月  | 節分会・★保育参観<br>ふれあいのひろば・いちご狩り     |
| 9月 | お月見会・★運動会  | 3月  | ひなまつり会・お別れ会<br>★卒園式             |

### 毎月の行事

誕生会・避難訓練・身体測定

専門家による音楽指導 ほし・つき・たいよう組（4月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・2月）

水泳教室 たいよう組（7月～8月3回）

プログラミング教室（たいよう組）

## 9. 給食・食育について

### (1) 献立について

職員と調理師が話し合いながら、心身の成長、発達と健康保持、推進を図るために必要な食物を質、量の面からバランスの取れた献立を作成しています。一日の栄養摂取量のゆめ・にじ・そら組は概ね 55%、ほし・つき・たいよう組は概ね 45% を提供しています。

### (2) 食物アレルギーへの対応について

食物アレルギーのある子どもには、医師の診断を受けて診断書あるいは指示書を提出してもらい、「完全除去」の対応を行い「代替食」等提供していきます。

### (3) 離乳食について

個々の離乳の進み具合に合わせて、一人ひとりに合った離乳食を用意いたします。離乳食はご家庭で食べたことのある食材から始めますので、担当保育教諭と調理師がご家庭とよく連携を取って進めて行きます。

## 10. 子育て支援事業について

### (1) 延長保育事業について

教育・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、保育を実施する事業です。

### (2) 地域子育て支援拠点事業について（あさひなないろクラブ）

地域子育て支援拠点事業は、地域の子育ての支援として重要な支援であり、少子化が進むこれからの時代にあっては、今後ますます充実していくことが求められます。未就園の子どもをもつ保護者が、子どもの成長を感じ保護者としてどう関わるかを学んでもらえるように、幼保連携型子ども園だからこそ行える多様な子育て支援を行っていきます。

### (3) 一時保育事業について

一時保育とは、お子さんをお持ちの保護者の方が、仕事の都合や家庭の事情により、継続的にまたは一時的にお子さんをあさひ子ども園でお子さんをお預かりして保育を行う事業です。平成 21 年度より国の施策変更により受け入れ人数は概ね 1 日当たり 1 名（1 月延べ人数 20 名、年間延べ人数 240 名程度）となっています。

## 1 1. 保健衛生について

一人ひとりの健康の保持及び増進確保と、子ども園の子ども全体の健康を確保いたします。子どもの健康は大人の責任で守らなければなりません。子ども自身が健康に関する知識を身につけられるようにします。

## 1 2. 健康教育について

子ども一人ひとりの発育・発達の個人差（個性）を考慮しながら、健康な生活習慣を身に付け、豊かな成長が遂げられるよう積極的に次の点に取り組めます。

- ① 日常養護・健康管理
- ② 病気の予防と早期発見
- ③ 安全と事故防止
- ④ 健康増進と保健指導
- ⑤ 環境衛生

## 1 3. 非常災害時の対応

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に子どもを避難させます。

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 防火管理者  | 園長 佐々木 美加                |
| 消防計画届出 | 令和5年4月                   |
| 避難訓練   | 毎月実施 年1回消防署立ち会い訓練実施（11月） |
| 防犯訓練   | 年2回（9月・2月）               |
| 防火設備   | 消火器、自動火災報知設備、非常警報器具      |
| 防犯設備   | 防犯カメラ（4台）                |
| 避難場所   | 第1避難場所：園庭<br>第2避難場所：三ツ石館 |
| 緊急時の連絡 | メール連絡網、電話連絡網             |

## 1 4. 職員研修について

保育教諭等には、自分自身の資質の向上を意識し、業務に必要な基本知識や技能を高め、専門性を高める意識を持ち、研修で学んだことを日々の保育活動に生かしていく必要があります。

別途に計画した園内研修や園外研修に参加していきます。



## 1 5. 社会福祉法人の地域貢献活動、小学校等との交流活動

### (1) 地域貢献活動、地域との連携について

社会福祉法人は地域に開かれた社会資源として、地域の様々な人や場、機関などと連携していくことが求められています。これまで本園においても、次世代育成支援や世代間交流の観点から、中学校などの生徒の体験学習や実習を受け入れ、高齢者の方との交流を行うなど地域における様々な事業を展開してきました。こうした地域の公的施設として、地域貢献活動を積極的に実施していきます。

### (2) 小学校との連携の在り方について

子どもの育ちを考えていくためには、認定こども園と小学校関係者が直接的に交流し、双方における生活・学びの実情や子どもの育ちの歩みと見通しについて、互いに理解を深めることが大切です。定期的に小学校の先生に子ども園での子どもたちの様子を見に来ていただいています。積極的に連携を図っていき、子どもたちがスムーズに小学校で学べるように積極的に連携を図っています。

◆定期的な小学校との関わり …小学校との連絡会 ・入学前健診

## 1 6. 自己評価について

別途に作成した自己評価計画に沿って、自らが提供する教育や保育、運営等の点検や検証を行い、現状を正確に把握・認識した上で、組織的に自己評価を行い、保育の質の向上につなげます。

評価とその結果を踏まえた改善は、その都度、それぞれに対応した指導計画等に反映させていきます。

## 1 7. 秘密の保持と個人情報の保護について

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <p>① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について</p> | <p>ア 本園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を 遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 本園及び職員は、教育・保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。</p> <p>エ 本園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>  |
| <p>② 個人情報保護について</p>              | <p>(1) 本園は、個人情報を収集の際はその目的を明らかにし、必要範囲内の個人情報を収集する事とし、収集した個人情報は収集目的の範囲内で利用し、漏洩等がおこらないよう適切に管理致します。また、当該個人または保護者の承諾無く、第三者に開示及び提供をすることは致しません。</p> <p>(2) 本園は、提出書類（児童票・保険証コピーなど）の中で個人情報に該当するものは園内で保管し、原則として園外への持ち出しを禁止しております。</p> <p>(3) 本園を、より詳しく知って頂くために、入園案内やホームページ等で写真の掲載は欠かす事が出来ません。写真の掲載にあたって、入園時に同意書で確認をさせていただいております。</p> <p>(4) 本園は、外部業者等に保育内容の一部を委託する際には利用内容、管理 方法等を明確化し、個人情報が漏洩しないよう、厳正かつ適切に管理しています。</p> <p>(5) 本園は、個人情報保護方針を在職員に園内研修を通じて周知させ、情報 管理の徹底を図っています。また、新規に職員を採用する際、また在職員が退職する際も同様に研修を行い、同様の取扱いをしています。</p> <p>(6) 本園は、苦情その他につきましては園長を苦情解決責任者とした苦情解決制度に基づいた取扱いをしております。</p> |

## 1 8. 苦情解決のための仕組みについて

苦情受付の体制を下記のように整えています。

|         |      |        |
|---------|------|--------|
| 苦情解決責任者 | 園長   | 佐々木 美加 |
| 苦情受付担当者 | 教頭   | 前迫 久美  |
| 第三者委員   | 外部委員 | 小寺 武三  |
|         |      | 大田 藤隆  |
|         |      | 岡田 浩一  |

令和5年度

地域子育て支援拠点事業  
事業計画

認定こども園あさひ子ども園

## 1. 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

## 2. 事業内容

- ① 子育て親子の交流の場を提供し、交流の促進を図る。
- ② 子育て等に関する相談、援助活動を実施し、育児不安の解消の一助とする。
- ③ 地域の子育て関連情報を提供し、知識の蓄積を促す。
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施し、実践的知識を身につけてもらう。
- ⑤ 離乳食など食に関する相談を通し、食育推進をする。

## 3. 実施場所及び担当職員

実施場所：認定こども園あさひ子ども園（浜田市旭町丸原155-15）

多目的ホール

担当職員：子育て支援員 2名

（必要に応じて、保育教諭や保育補助が加わることもあり得る。）

## 4. 開所日時

月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日

午前 9:00～12:00 午後 13:00～15:00

土曜日・日曜日・祝日・お盆（8/12～16）・年末年始（12/30～1/5）・3/31

は閉所

## 5. 具体的な取り組み

### ◎ 親子交流事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

親子遊びの方法を指導したり、絵本の読み聞かせをしたり親子のふれあいを図る。

### ◎ 身体測定・相談事業

浜田市旭支所の保健師、栄養士による身体測定、育児相談を実施する。

### ◎ 情報提供・ホームページ開設管理

ポスター掲示、子育てに関する情報を提供する。

### ◎ 子育てに関する講習会等の実施

講師をお招きし、子育てに関するいろいろな講習会を行う。

### ◎ 食育推進

子ども園の離乳食や給食の写真掲示、およびレシピ配布により食に関する興味、関心を養う。

以上

# 令和5年度事業計画

社会福祉法人誠和会 上府保育園

## 〔1〕 日常保育や特徴ある保育内容について

### (ア) 日常保育

改正された保育所保育指針（厚生労働省）に基づき、遊びを通して情緒の安定を図り、基本的生活習慣の自立、体力の向上等を目指して様々な取り組みを行う。

### (イ) 健康保育

園児の内科検診、歯科検診・・・各年2回ずつ実施。

園児の尿検査、蟯虫検査・・・各年1回以上実施。

家族調理教室・・・年1回実施。

衛生安全対策・・・浜田保健所等と連携、感染症・食中毒予防に全力を上げる。

遊具安全対策・・・遊具メーカーと連携、日常の点検を行い、月1回以上記録を取る。

### (ウ) 安全保育

避難訓練・・・毎月最低1回、火災・地震・津波など様々な状態を想定して実施。

消火訓練・・・毎月最低1回、粉末消火器、水消火器、その他の道具を駆使して実施。

防犯訓練・・・浜田警察署・各交番・駐在所と連携、外部からの侵入者を想定して実施。

通報総合訓練・・・浜田消防署と連携、幼年消防団活動も実施。

救急法講習会・・・浜田消防署やALSOKと連携、職員研修や保護者対象参観日などで啓発。

交通安全・園児保護・・・浜田警察署・上府駐在所と連携、交通事故・誘拐防止に努める。

### (エ) きめ細かな保護者対応

入園のしおり（重要事項説明書）で園の概要を説明し、虐待防止に向け園児に注意を払い、また各家庭保護者に対して防止のための啓発活動を行う。

園児及び家庭の個人情報の保護について知らせるとともに、同意書なども準備して同意をとる。

不審電話、非通知電話への対応を家庭に知らせ、保育園での安心、安全保育を伝える。

外国籍の保護者で日本語に不慣れな方があれば、浜田市の国際交流員の先生との連携を図り、言葉の指導をいただくなどの対応を図る。

### (オ) 各節目の式

入園式、各教室開講式、表彰式、各教室閉講式、卒園式等

### (カ) 季節行事

毎月・・・誕生会

春期・・・ひな祭り、苺狩り、お茶会、お花見散歩、家族遠足、参観日、端午の節句など

夏期・・・七夕、プール遊び、一年生を迎える会、水族館アクアス見学など

秋期・・・お月見、運動会、汽車乗車体験、七五三宮参り、子ども美術館体験活動  
合同運動教室、野外体験活動など

冬期・・・生活発表会、クリスマス、餅つき、節分など

(キ) 情操教育

水泳指導・・・温水プールの使用、浜田スイミングスクールとの連携。

体育指導・・・サッカーや室内幼児体育を実施。

音楽指導・・・幼児音楽指導組織「和」の池田一人先生より職員の指導を受け、あわせて園児の直接指導も受ける。

創造教育（共育）指導・・・創造共育活動家の和久洋三先生、同スタッフの中木明美先生、中木秀成先生の指導を受け、園児にダイナミック創造活動、積木創作活動を広める。

茶道体験・・・裏千家淡交会の先生方による茶道体験を受ける。

(ク) 食育事業

保育現場と給食現場が一体となった食育計画をたて、計画表を基に実施する。

浜田市及び浜田市食育推進ネットワーク会議と連携した事業を行う。

地元産の農水産物を利用した食体験を実施。

職員の指導を受けながら、ケーキのトッピング・たこ焼・ピザ作りなどをする。

保育園内の畑を利用しての野菜栽培を行う。

苺狩り、栗拾いなどを体験する。

魚を解体する様子を見たり、味覚体験を行ったりする。

地域と連携し野菜の苗植えなどの活動を行い、生長を観察したり収穫を体験する。

(ケ) 郷土文化伝承事業

厚生労働省が提唱した保育所地域活動による郷土文化の伝承事業を実施に向けた調査・研究を行う。

(コ) 生活の発表

運動会、生活発表会、参観日、園外での発表の機会などを通じて、日常の生活、日頃より取り組んでいる保育の様子を理解してもらう。

(サ) 社会施設各所見学体験学習会

公的施設見学・・・アクアス水族館、世界こども美術館、少年自然の家など

民間施設見学・・・ベリーネ農園など

(シ) 公衆マナー訓練学習会

乗物利用・・・汽車（JR西日本）に乗車

施設利用・・・スーパーで買い物など

〔2〕 地域や各所交流事業について

(ア) ふれあい事業

医療・老人福祉施設の訪問・・・地域の敬老会などの行事に参加  
法人内他施設との交流・・・法人内施設での合同運動教室など  
地域のふれあいイベントに参加  
公的イベント・・・地域の運動会、文化祭などの行事に参加

(イ) 各学校との交流事業

近年、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が進めている総合学習の一環として、施設での体験学習、保育学習に対して、積極的に応援し、児童・学生の受入を行う。また、園児たちとの交流時間を持っていただく。

(ウ) 当法人内の各施設どうしの交流事業

合同事業の企画・・・運動教室、各種合同体験事業など  
施設の相互訪問・・・保育園・認定こども園の地域環境、人材を活用し交流する

〔3〕 特別保育事業について

(ア) 一時保育事業の実施

国の制度の変更により実施環境が悪くなっているが、1日あたり1名平均の子どもを受け入れる。(年間240人未満)  
非定型(特定保育)、緊急型、私的理由の3つの形態を把握して一時保育や特定保育を実施する。

(イ) 延長保育事業の実施

厚生労働省、島根県、浜田市の補助指定を受けて実施。  
令和5年度の延長時間は19時15分までの1時間型とする。

(ウ) 障がい児保育の実践

令和5年度において対象児童がいれば複数の子どもたちを受け入れ、積極的実践を図る。

(エ) 学童保育事業の実施

卒園児を対象に、4月1日より入学式前日までの学童保育を実施する。  
ただし夏・冬・春休みなど長期学校休業日の学童保育の実施は見送る。

(オ) 地域活動事業及び保育所体験特別事業の実施

地域に即した地域活動を実施する。  
保育所体験活動として「遊びましようの会」を開催し、地域の子育て在宅親子の交流を図り、育児相談なども実施する。



〔4〕 施設整備事業について

(ア) 園舎の整備

建物の床、壁等の点検を行い、適宜補修、改善を行う。

(イ) 園庭の整備

園庭の表面の点検を行い、適宜補修、改善を行う。

砂場の衛生、安全状態を確保するため、引き続き砂の清掃及び消毒を専門業者に依頼して実施する。

(ウ) 遊具の整備

遊具の安全状態を確保するため、引き続き遊具の点検を専門業者に依頼して実施する。

〔5〕 自己評価について

別途に作成した自己評価計画に沿って、自らが提供する教育や保育、運営等の点検や検証を行い、現状を正確に把握・認識した上で、組織的に自己評価を行い保育の質の向上につなげる。評価とその結果を踏まえた改善は、その都度、それぞれに対応した指導計画等に反映させていく。

〔6〕 苦情解決のための仕組みについて

苦情受付の体制を下記のように整えている。

|         |       |        |
|---------|-------|--------|
| 苦情解決責任者 | 園長    | 齋藤 啓子  |
| 苦情受付担当者 | 主任保育士 | 小谷 英理子 |
| 第三者委員   | 外部委員  | 小寺 武三  |
|         |       | 大田 藤隆  |
|         |       | 岡田 浩一  |

以上